平成２２年（フ）第１９２７号
福岡市西区周船寺２丁目15番47―101号
債務者　山口　夏樹
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目68番地　サザンコート・ブティア306号
債務者　梅田あゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３６号
福岡県春日市弥生１丁目１番地若草住宅324号
債務者　野入志津夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４０号
福岡市博多区諸岡５丁目24番12―301号
債務者　吉田　耕作
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４４号
福岡県大野城市川久保２丁目３番８号
債務者　横山　留美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５２号
福岡市早良区野芥６丁目11番１号
債務者　内田　友和
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５６号
福岡県大野城市下大利団地44番105号
債務者　小山　雅敏
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６６号
福岡県太宰府市朱雀２丁目８番20号みなみ荘６号
債務者　黒木　政美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９３号
福岡市西区大町団地14番206号
債務者　石橋美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１２号
福岡県大野城市白木原４丁目13番47―403号　恵ビル
債務者　原　　勝代
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１３号
福岡市南区高宮４丁目５番23―103号
債務者　山本　洸治
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２６号
福岡市東区香椎駅東１丁目21番11号
債務者　伊藤　武則
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０３７号
福岡市南区大橋団地１番707号
債務者　毛利　淑子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４５号
福岡市南区老司１丁目16番42号
債務者　飯田真名美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５４号
福岡市早良区田村４丁目14番15―104号
債務者　福田　香織
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５６号
福岡市城南区松山２丁目38番13号
債務者　松本　好世
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６６号
福岡県古賀市日吉１丁目27番20号
債務者　芳野　靖子（旧姓藤元）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０７１号
福岡市南区大楠３丁目21番４―1302号
債務者　福岡　孝之
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部